

裁判所における一般職の職員

(裁判官以外の裁判所職員の官職等)

裁判官以外の裁判所職員の主な官職には、次のものがある。

1 裁判所書記官

最高裁から簡裁まで、どの裁判所にも配置されており、裁判所書記官が立ち会わなければ法廷を開くことはできない。その職務は、弁論等に立ち会い、調書を作成したり、裁判記録を保管することのほか、争点の整理を踏まえて書面や証拠の提出を促す等の訴訟進行管理を行うことがその主たるものである。

裁判所書記官になるためには、裁判所職員総合研修所入所試験に合格した上、その研修課程を修了するか、裁判所書記官任用試験に合格することが必要である。

2 裁判所事務官

各裁判所に配置され、司法行政上の各種事務や裁判所書記官の事務補助を担当する。裁判所事務官は、原則として、裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官）・同一般職試験（裁判所事務官）のような正規の採用試験に合格して名簿に登録された者の中から採用される。

3 裁判所速記官

各地方裁判所に配置され、裁判官の命令に従って法廷に立ち会い、証人等の供述を速記する事務を担当する。

なお、速記官の新規の養成は、平成10年4月以降停止された。

4 家庭裁判所調査官（補）

各家庭裁判所及び各高等裁判所に配置され、家事事件や少年事件の審判等に必要の調査事務を担当する。

家庭裁判所調査官になるためには、裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）に合格して採用され、裁判所職員総合研修所に入所し、その研修課程を修了することが必要である。

5 裁判所調査官

(1) 最高裁の裁判所調査官

下級裁判所の裁判官等が任命され、最高裁判所の裁判官の命を受けて、上告事件等を解決するのに参考となる判例、学説等の調査事務を担当する。

(2) 高、地裁の裁判所調査官

一部の高、地裁にも配置されており、知的財産等に関する専門知識を有する者が任命され、知的財産に関する争訟等について調査事務を担当する。

6 裁判所技官

各裁判所に配置されており、営繕技官、医師、看護師等がいる。

7 秘書官

最高裁判所長官秘書官、最高裁判所判事秘書官、高等裁判所長官秘書官があり、それぞれの秘書事務に従事する。

8 その他

研修所教官、法廷警備員のほか、電話交換手、自動車運転手、守衛、庁務員等がいる。

9 執行官

各地方裁判所に配置され、民事執行関係の事務を担当するが、事件の当事者から手数料を受ける等、他の裁判所職員とは異なる面がある。

(国家公務員法との関係)

国家公務員法は、国家公務員の職を一般職と特別職に分け、裁判所については、裁判官も裁判官以外の裁判所職員も特別職とし、同法の適用の対象とはしていない。これは、司法権の独立確保の観点から、裁判官以外の裁判所職員についてもその人事行政権を一般の行政権から独立させておくものである。しかし、裁判官以外の裁判所職員について、その組織、職員制度が「裁判」という目的に奉仕しなければならないという点を除いては他の行政省庁の一般職の職員と異なる取り扱いをする必要はなく、他に特別の定めがなければ、国家公務員法や一般職の職

員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）等が準用される。

上述した職員制度について、給与法の規定する俸給表の適用という観点から分類すると、行政職俸給表（一）準用職員としては裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官等があり、行政職俸給表（二）準用職員としては電話交換手、自動車運転手、守衛、庁務員等がある。この外、医療職俸給表準用職員としては、裁判所技官（医師）、裁判所技官（看護師）がある。

（昇進経路）

裁判官以外の裁判所職員の昇進経路は、次に示すとおりであり、その職務内容に応じた系統別昇進ルートが設定されている。裁判所においては、裁判部、事務局双方の職務を経験した幅の広い知識、見識を有する人材を育てていくことが組織の能率的な運営上望ましいことから、昇進は裁判部と事務局相互間でも行われる。

〔地・家裁における職種別昇進経路〕

1 書記職（裁判所書記官）

首席書記官 ← 次席書記官 ← 主任書記官 ← 書記官
[総括主任書記官] [訟廷（副）管理官] [訟廷係長等]
[裁判員調整官]

2 速記職（裁判所速記官）

速記（副）管理官 ← 主任速記官 ← 速記官

3 調査職（家庭裁判所調査官）

首席家裁調査官 ← 次席家裁調査官 ← 主任家裁調査官 ← 家裁調査官 ← 家裁調査官補
[総括主任家裁調査官]

4 事務職（裁判所事務官）

事務局長 ← 事務局次長 ← 課長 ← 課長補佐 ← 係長，主任（調査員） ← 事務官
[専門官]， [専門職]

（服務）

服務の根本基準・法令及び上司の命令に従う義務・争議行為等の禁止・信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務に専念する義務・政治的行為の制限・私企

業からの隔離・他の事業又は事務の関与制限等

(懲戒)

免職・停職・減給・戒告

(注意)

裁判所法第80条・下級裁判所事務処理規則第21条

裁判官以外の裁判所職員(執行官を除く。)の定員(平成29年度)

官 職 名 等	定 員 (人)
書 記 官	9,834
速 記 官	215
家 庭 裁 判 所 調 査 官	1,596
事 務 官	9,334
そ の 他	904
計	21,883

行政職俸給表(一)の級別標準的職務区分表

(平26.5.30施行)

級 組織階層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
本省	係員	主任 係員 (特高)	係長 主任(困) 専門官 (特定)	係長 (困)	課長補佐	課長補佐 (困)	室長	室長 (困)	課長 (重)	課長 (特重)
管区機関	係員	主任 係員 (特高)	係長 主任(困) 専門官 (特定)	課長補佐 係長 (困)	課長補佐 (困)	課長 (特困)	課長部 (重)	機関の長 部長 (特重)	機関の長 (重)	
府県単位 機関	係員	主任 係員 (特高)	係長 主任(困) 専門官 (特定)	係長 (特困)	課長	課長 (困)	機関の長	機関の長 (困)		
地方出先 機関	係員	主任 係員 (特高)	係長 (相困) 主任(困) 専門官 (特定)	課長	機関の長 課長 (困)	機関の長 (困)				

(注) 表中の()は次の用例による。

(特高)……特に高度の知識又は経験を必要とする

(相困)……相当困難な業務を分掌する

(困)……困難な業務を分掌又は所掌する

(特困)……特に困難な業務を分掌又は所掌する

(重)……重要な業務を所掌する

(特重)……特に重要な業務を所掌する

(特定)……特定の分野についての特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする

備考

- この表において「本省」とは、府、省又は外局として置かれる庁の内部部局をいう。
- この表において「管区機関」とは、数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局をいう。
- この表において「府県単位機関」とは、1府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関をいう。
- この表において「地方出先機関」とは、1府県の一部の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関をいう。
- この表において「室」とは、課に置かれる相当の規模を有する室をいう。

平成30年1月1日現在

行政職俸給表(一)

職 員 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	536,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	539,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,800	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	

再任
用職員
以外の
職員

41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900				
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200				
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400				

89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600						
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900						
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200						
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400						
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600						
94		294,400	342,200								
95		294,800	342,700								
96		295,200	343,100								
97		295,400	343,200								
98		295,700	343,700								
99		296,100	344,100								
100		296,500	344,400								
101		296,700	344,700								
102		297,000	345,100								
103		297,400	345,500								
104		297,700	345,900								
105		297,900	346,400								
106		298,200	346,800								
107		298,600	347,200								
108		298,900	347,600								
109		299,100	348,100								
110		299,500	348,500								
111		299,900	348,800								
112		300,200	349,100								
113		300,300	349,600								
114		300,600									
115		300,900									
116		301,300									
117		301,500									
118		301,700									
119		302,000									
120		302,300									
121		302,700									
122		302,900									
123		303,200									
124		303,500									
125		303,800									
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000	

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

裁判官以外の一般職員の給与

(平30.1.1現在)

1 俸給

(1) 裁判官以外の一般職員に適用されている俸給表

俸給表	対象官職
指定職俸給表	事務総長, 大法廷首席書記官, 高裁次長等
行政職俸給表(一)	書記職, 調査職, 事務職, 速記職等
〃 (二)	自動車運転手, 電話交換手, 守衛, 庁務員等
医療職俸給表(一)	医師
〃 (三)	看護師

(2) 俸給の調整額

俸給の調整額 = 職務の級に応じた調整基本額 × 調整数

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
調整基本額(円)	6,600	8,500	9,600	10,200	10,600	11,200	12,100	12,700	14,300	15,900

(注)調整基本額が俸給月額額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額額の100分の4.5に相当する額(1円未満切捨て)を調整基本額とする。

対象官職	調整数	備考
書記官, 家裁調査官	4	
首席・次席・総括主任書記官, 首席・次席・総括主任家裁調査官等	2	管理職手当支給
法廷警備員	2	
書記官・調査官の資格を有する事務官	2	最高裁勤務者は非支給

2 諸手当

種目	支給額等																																																	
俸給の特別調整額 (管理職手当) (★)	<p>区分及び職務の級の別により次の額が支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>級</th> <th>支給額</th> <th>区分</th> <th>級</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一種</td> <td>10</td> <td>139,300</td> <td rowspan="3">四種</td> <td>7</td> <td>66,400</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>130,300</td> <td>6</td> <td>62,900</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>117,000</td> <td>5</td> <td>59,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二種</td> <td>9</td> <td>104,200</td> <td rowspan="2">四種</td> <td>4</td> <td>55,500</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>94,000</td> <td rowspan="2">五種</td> <td>6</td> <td>51,900</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>88,500</td> <td>5</td> <td>49,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三種</td> <td>8</td> <td>82,200</td> <td rowspan="3">五種</td> <td>4</td> <td>46,300</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>77,400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>72,700</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「級」欄の数は行(一)の職務の級を示す。</p>	区分	級	支給額	区分	級	支給額	一種	10	139,300	四種	7	66,400	9	130,300	6	62,900	8	117,000	5	59,500	二種	9	104,200	四種	4	55,500	8	94,000	五種	6	51,900	7	88,500	5	49,600	三種	8	82,200	五種	4	46,300	7	77,400			6	72,700		
区分	級	支給額	区分	級	支給額																																													
一種	10	139,300	四種	7	66,400																																													
	9	130,300		6	62,900																																													
	8	117,000		5	59,500																																													
二種	9	104,200	四種	4	55,500																																													
	8	94,000		五種	6	51,900																																												
	7	88,500	5		49,600																																													
三種	8	82,200	五種	4	46,300																																													
	7	77,400																																																
	6	72,700																																																

種 目	支 給 額 等																											
本府省業務 調整手当	<p>最高裁事務総局の業務等に従事する行(一)職員に対し、職務の級の別により次の額が支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>6,900</td> <td>8,300</td> <td>16,900</td> <td>21,200</td> <td>37,400</td> <td>39,200</td> <td>41,800</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級以上	支給額	6,900	8,300	16,900	21,200	37,400	39,200	41,800											
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級以上																					
支給額	6,900	8,300	16,900	21,200	37,400	39,200	41,800																					
初任給調整手当	医師 最高414,300円(採用後35年間、採用日以後の期間の区分に応じて減額)																											
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の種類</th> <th>扶 養 手 当 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td> <td>各8,000円 (配偶者がいない場合、そのうち1人は10,000円)</td> </tr> <tr> <td>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹</td> <td>各6,500円 (配偶者及び扶養親族たる子がない場合、そのうち1人は9,000円)</td> </tr> <tr> <td>60歳以上の父母及び祖父母</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重度心身障害者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円を加算 ※配偶者がなく、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を1人目の扶養親族とする。</p>	扶養親族の種類	扶 養 手 当 額	配偶者	10,000円	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	各8,000円 (配偶者がいない場合、そのうち1人は10,000円)	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹	各6,500円 (配偶者及び扶養親族たる子がない場合、そのうち1人は9,000円)	60歳以上の父母及び祖父母		重度心身障害者																
扶養親族の種類	扶 養 手 当 額																											
配偶者	10,000円																											
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	各8,000円 (配偶者がいない場合、そのうち1人は10,000円)																											
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹	各6,500円 (配偶者及び扶養親族たる子がない場合、そのうち1人は9,000円)																											
60歳以上の父母及び祖父母																												
重度心身障害者																												
寒冷地手当	<p>支給地域に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで毎月支給 (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">支 給 地 域</th> <th colspan="2">世 帯 主</th> <th rowspan="2">非世帯主</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>旭川、帯広、北見ほか</td> <td>26,380</td> <td>14,580</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>札幌、釧路、小樽ほか</td> <td>23,360</td> <td>13,060</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>函館、室蘭、浦河ほか</td> <td>22,540</td> <td>12,860</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>青森県内、山形、盛岡、長野ほか</td> <td>17,800</td> <td>10,200</td> <td>7,360</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支 給 地 域	世 帯 主		非世帯主	扶養親族あり	扶養親族なし	1級地	旭川、帯広、北見ほか	26,380	14,580	10,340	2級地	札幌、釧路、小樽ほか	23,360	13,060	8,800	3級地	函館、室蘭、浦河ほか	22,540	12,860	8,600	4級地	青森県内、山形、盛岡、長野ほか	17,800	10,200	7,360
区 分	支 給 地 域			世 帯 主			非世帯主																					
		扶養親族あり	扶養親族なし																									
1級地	旭川、帯広、北見ほか	26,380	14,580	10,340																								
2級地	札幌、釧路、小樽ほか	23,360	13,060	8,800																								
3級地	函館、室蘭、浦河ほか	22,540	12,860	8,600																								
4級地	青森県内、山形、盛岡、長野ほか	17,800	10,200	7,360																								
地域手当 (★)	<p>(俸給、扶養手当、管理職手当の月額合計額) × 支給割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給割合</th> <th>支 給 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地(20%)</td> <td>東京都特別区</td> </tr> <tr> <td>2級地(16%)</td> <td>大阪市、横浜市ほか</td> </tr> <tr> <td>3級地(15%)</td> <td>名古屋市、さいたま市、千葉市ほか</td> </tr> <tr> <td>4級地(12%)</td> <td>立川市、神戸市ほか</td> </tr> <tr> <td>5級地(10%)</td> <td>広島市、福岡市、京都市、堺市ほか</td> </tr> <tr> <td>6級地(6%)</td> <td>仙台市、高松市、静岡市ほか</td> </tr> <tr> <td>7級地(3%)</td> <td>札幌市、北九州市ほか</td> </tr> </tbody> </table>	支給割合	支 給 地 域	1級地(20%)	東京都特別区	2級地(16%)	大阪市、横浜市ほか	3級地(15%)	名古屋市、さいたま市、千葉市ほか	4級地(12%)	立川市、神戸市ほか	5級地(10%)	広島市、福岡市、京都市、堺市ほか	6級地(6%)	仙台市、高松市、静岡市ほか	7級地(3%)	札幌市、北九州市ほか											
支給割合	支 給 地 域																											
1級地(20%)	東京都特別区																											
2級地(16%)	大阪市、横浜市ほか																											
3級地(15%)	名古屋市、さいたま市、千葉市ほか																											
4級地(12%)	立川市、神戸市ほか																											
5級地(10%)	広島市、福岡市、京都市、堺市ほか																											
6級地(6%)	仙台市、高松市、静岡市ほか																											
7級地(3%)	札幌市、北九州市ほか																											
広域異動手当 (★)	<p>(俸給、扶養手当、管理職手当の月額合計額) × 支給割合 ※支給割合は、異動等前後の官署間の距離が①300キロメートル以上の場合100分の10、②60キロメートル以上300キロメートル未満の場合100分の5(平成26年度以前の異動等に係る場合は①100分の6、②100分の3、平成27年度の異動等に係る場合は、①100分の8、②100分の4) ※地域手当との併給調整あり</p>																											
住居手当	<p>(ア) 借家、借間 家賃12,000超23,000以下…家賃-12,000 家賃23,000超55,000未満…(家賃-23,000) ÷ 2 + 11,000 家賃55,000以上…27,000 (単位円、100円未満切捨) (イ) 配偶者等の居住する借家(単身赴任手当支給職員に限る。) (ア)の額の2分の1の額</p>																											
通勤手当	6か月定期券等の価額(1か月当たり55,000円を限度)、異動等に伴い新幹線等を利用する職員については、6か月定期券等の価額(特別料金分)の2分の1の額(1か月当たり20,000円を限度)を加算																											

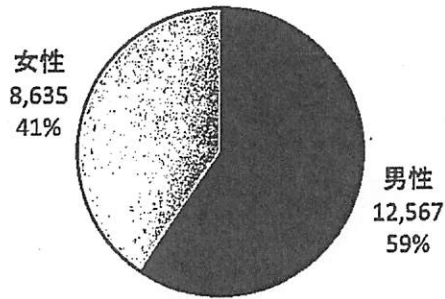
種 目	支 給 額 等																																
単身赴任手当	基礎額 30,000円 加算額 職員の住居から配偶者の住居までの距離に応じて最高70,000円																																
特殊勤務手当	特別警備手当 勤務1時間につき150円(1日900円(一部の勤務については、1,050円)を限度) 災害応急作業等手当(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特例) 帰還困難区域において行う作業に従事した日1日につき、①6,600円(3,960円)、②1,330円、居住制限区域において行う作業に従事した日1日につき、①3,300円(1,980円)、②660円 ※①は屋外において行うもの、②は屋内において行うもの、()内は作業従事時間が4時間に満たないもの ※同一の日において、2以上の作業に従事した場合は、手当の額が最も高いもの以外の手当は支給しない。																																
特 地 勤 務 手 当 (★)	(異動時の(俸給+扶養手当)の月額×1/2+支給時の(俸給+扶養手当)の月額×1/2)×支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給割合</th> <th>官 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地(20%)</td> <td>徳之島(鹿児島)</td> </tr> <tr> <td>4級地(16%)</td> <td>八丈島(東京)</td> </tr> <tr> <td>3級地(12%)</td> <td>新島(東京)、上泉(長崎)、名瀬・種子島・屋久島・甌島(鹿児島)、石垣・平良(那覇)</td> </tr> <tr> <td>2級地(8%)</td> <td>伊豆大島(東京)、西郷(松江)、巖原・五島・新上五島・老岐(長崎)</td> </tr> <tr> <td>1級地(4%)</td> <td>寿都(函館)※冬期は2級地</td> </tr> </tbody> </table> (準特地勤務手当) 上記官署又は佐渡、高森若しくは夕張への異動に伴って住居を移転した職員には、別に異動時の(俸給+扶養手当)の月額の6%以下を支給(夕張は冬期に限る。)	支給割合	官 署	5級地(20%)	徳之島(鹿児島)	4級地(16%)	八丈島(東京)	3級地(12%)	新島(東京)、上泉(長崎)、名瀬・種子島・屋久島・甌島(鹿児島)、石垣・平良(那覇)	2級地(8%)	伊豆大島(東京)、西郷(松江)、巖原・五島・新上五島・老岐(長崎)	1級地(4%)	寿都(函館)※冬期は2級地																				
支給割合	官 署																																
5級地(20%)	徳之島(鹿児島)																																
4級地(16%)	八丈島(東京)																																
3級地(12%)	新島(東京)、上泉(長崎)、名瀬・種子島・屋久島・甌島(鹿児島)、石垣・平良(那覇)																																
2級地(8%)	伊豆大島(東京)、西郷(松江)、巖原・五島・新上五島・老岐(長崎)																																
1級地(4%)	寿都(函館)※冬期は2級地																																
期 末 手 当 (★)	(俸給、扶養、地域、広域異動手当の月額合計額+管理職加算額+役職段階別加算額) ×2.6(①2.2、②1.4)月分 [6月・1.225(①1.025、②0.625)月分、12月・1.375(①1.175、②0.775)月分] ※()内の①は特定管理職員(行(-)7級以上で管理職手当二種以上のもの)、②は指定職俸給表の適用を受ける職員 管理職加算額…俸給月額(俸給の調整額は含まない。)×割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 職 員</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行(-)7級以上で管理職手当一種のもの及び指定職</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>行(-)7級以上で管理職手当二種のもの</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>行(-)7級以上で管理職手当三種のものの一部</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> 役職段階別加算額…(俸給、地域、広域異動手当の月額合計額)×割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">俸 給 表</th> <th colspan="4">割 合</th> </tr> <tr> <th>20%</th> <th>15%</th> <th>10%</th> <th>5%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定 職</td> <td>すべての職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行 (-)</td> <td>10・9・8級</td> <td>7・6級</td> <td>5・4級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>行 (二)</td> <td>----</td> <td>----</td> <td>5級</td> <td>4・3(一部)級</td> </tr> </tbody> </table> 医療職についても級に対応した加算措置がとられる。	対 象 職 員	割 合	行(-)7級以上で管理職手当一種のもの及び指定職	25%	行(-)7級以上で管理職手当二種のもの	15%	行(-)7級以上で管理職手当三種のものの一部	10%	俸 給 表	割 合				20%	15%	10%	5%	指 定 職	すべての職員				行 (-)	10・9・8級	7・6級	5・4級	3級	行 (二)	----	----	5級	4・3(一部)級
対 象 職 員	割 合																																
行(-)7級以上で管理職手当一種のもの及び指定職	25%																																
行(-)7級以上で管理職手当二種のもの	15%																																
行(-)7級以上で管理職手当三種のものの一部	10%																																
俸 給 表	割 合																																
	20%	15%	10%	5%																													
指 定 職	すべての職員																																
行 (-)	10・9・8級	7・6級	5・4級	3級																													
行 (二)	----	----	5級	4・3(一部)級																													
勤 勉 手 当 (★)	(俸給、地域、広域異動手当の月額合計額+管理職加算額+役職段階別加算額) ×1.8(①2.2、②1.9)月分 [6月、12月・各0.9(①1.1、②0.95)月分](ただし、期間率及び成績率により個人差あり) ※()内の①は特定管理職員(行(-)7級以上で管理職手当二種以上のもの)、②は指定職俸給表の適用を受ける職員 管理職加算額・役職段階別加算額…期末手当と同じ。 成績率(平成30年6月) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤 務 成 績</th> <th colspan="3">割 合</th> </tr> <tr> <th>指 定 職</th> <th>特 定 管 理 職 員</th> <th>そ の 他 の 職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 特に優秀</td> <td></td> <td>134/100以上 220/100以下</td> <td>110/100以上 180/100以下</td> </tr> <tr> <td>(2) 優秀</td> <td>103.5/100以上 190/100以下</td> <td>119.5/100以上 134/100未満</td> <td>98.5/100以上 110/100未満</td> </tr> <tr> <td>(3) 良好</td> <td>90/100</td> <td>107/100</td> <td>87/100</td> </tr> <tr> <td>(4) (1)から(3)まで以外</td> <td>90/100未満</td> <td>107/100未満</td> <td>87/100未満</td> </tr> </tbody> </table>	勤 務 成 績	割 合			指 定 職	特 定 管 理 職 員	そ の 他 の 職 員	(1) 特に優秀		134/100以上 220/100以下	110/100以上 180/100以下	(2) 優秀	103.5/100以上 190/100以下	119.5/100以上 134/100未満	98.5/100以上 110/100未満	(3) 良好	90/100	107/100	87/100	(4) (1)から(3)まで以外	90/100未満	107/100未満	87/100未満									
勤 務 成 績	割 合																																
	指 定 職	特 定 管 理 職 員	そ の 他 の 職 員																														
(1) 特に優秀		134/100以上 220/100以下	110/100以上 180/100以下																														
(2) 優秀	103.5/100以上 190/100以下	119.5/100以上 134/100未満	98.5/100以上 110/100未満																														
(3) 良好	90/100	107/100	87/100																														
(4) (1)から(3)まで以外	90/100未満	107/100未満	87/100未満																														

種 目	支 給 額 等
超過勤務手当 (★)	$\frac{(\text{俸給の月額} + \text{地域手当の月額} + \text{広域異動手当の月額}) \times 12 \text{ (月)}}{38\text{時間}45\text{分} \times 52 \text{ (週)}} \times \text{支給割合} \times \text{時間数}$ 支給割合 ・通常の超過勤務 125/100 (午後10時から翌日の午前5時までの間は、150/100) ・週休日等の超過勤務 135/100 (午後10時から翌日の午前5時までの間は、160/100) ・※超過勤務時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超える全時間について、支給割合を150/100(午後10時から翌日の午前5時までの時間は175/100に引き上げ。) ※60時間を超えて勤務した全時間のうち、超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、引き上げ分の超過勤務手当の支給を要しない。
休日給 (★)	$\frac{(\text{俸給の月額} + \text{地域手当の月額} + \text{広域異動手当の月額}) \times 12 \text{ (月)}}{38\text{時間}45\text{分} \times 52 \text{ (週)}} \times \frac{135}{100} \times \text{時間数}$
宿日直手当	・通常の宿日直 4,200円 ・事件当直 7,200円
管理職員特別勤務手当	①週休日等の臨時又は緊急の必要等による勤務及び②平日深夜の臨時又は緊急の必要による勤務各1回につき、 指定職 管理職手当一種受給者 ①18,000円 ②6,000円 " 二 " ①12,000円 ②5,000円 " 三 " ①10,000円 ②4,300円 " 四 " ①8,500円 ②4,300円 " 五 " ①7,000円 ②3,500円 " " ①6,000円 ②3,000円

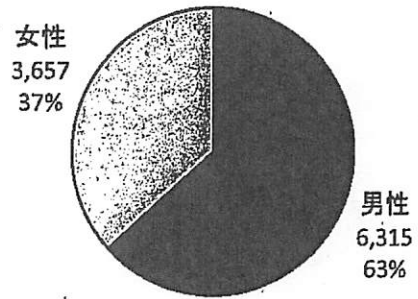
※ 平成30年3月31日までの間、55歳を超える職員(行政職俸給表(→)6級相当以上の職員に限り、指定職俸給表の適用を受ける職員等を除く。)への俸給月額を支給に当たっては、原則として、俸給月額の1.5%相当額が減額される(「種目」欄に★を付した手当についても、これに準じて減額)。

裁判所職員の官職別・性別人員構成(H29. 7. 1現在)

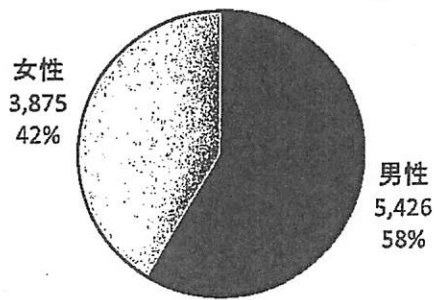
行一職員



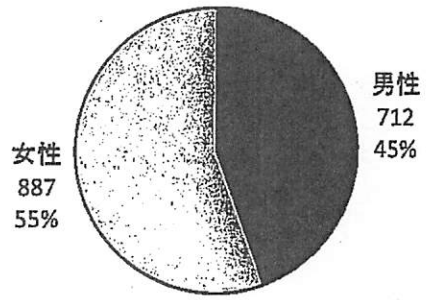
書記官



事務官



家裁調査官



速記官

